

令和2年船橋市教育委員会会議臨時会会議録

1. 日 時 令和2年3月5日(木)
 開 会 午後 2時00分
 閉 会 午後 3時17分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教育長職務代理者 鎌 田 元 弘
 委 員 佐 藤 秀 樹
 委 員 鳥 海 正 明
 委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 大 山 泰 光
 管理部長 大 竹 陽一郎
 学校教育部長 筒 井 道 広
 学校教育部参事兼学務課長 礪 野 護
 生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
 生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 竹 中 智 昭
 教育総務課長 齋 藤 太 郎
 指導課長 大 野 等
 総合教育センター所長 小 林 英 俊
 社会教育課長 二 野 史 靖
 青少年課長 加 藤 宏 之
 西図書館長 仲 臺 幸 彦
 文化ホール館長 高 橋 頼 子
 郷土資料館長 牟 田 重 実
 青少年センター所長 大 谷 泰 彦
 保健体育課主幹兼課長補佐 高 橋 和 宏
 施設課長補佐 間 中 謙 吾
 中央公民館長補佐 関 根 努
 市立船橋高等学校事務長 三 山 浩 高
 教育総務課副主幹 三 輪 明

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第11号 船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－の策定について

議案第12号 船橋市運動公園等管理規則について

議案第13号 船橋市立金杉台中学校の統合方針について

議案第14号 市長への報告事項について

第3 報告事項

(1) 「第4回船橋市立金杉台中学校に関する地域説明会」の開催結果について

(2) その他

6. 議事の内容

【鎌田教育長職務代理者】

それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまから、教育委員会会議臨時会を開会いたします。

本日の教育委員会会議は、松本教育長が所用により欠席のため、職務代理者である私が進行を務めさせていただきます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

それでは、はじめに会議録の承認についてお諮りします。

2月4日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【鎌田教育長職務代理者】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【鎌田教育長職務代理者】

傍聴人にお願いがございます。

お渡ししました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合は、退室をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第13号については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第5号に、議案第14号については、同規則第12条第1項第3号に該当しますので、非公開としたいと思います。また、当該議案については、傍聴人及び関係理事者以外の方にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(2)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【鎌田教育長職務代理者】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第11号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

それでは、教育総務課から議案第11号「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」の策定についてご説明いたします。

議案は、本冊3ページ、資料につきましては、別冊1、「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」と、右上に議案第11号参考資料と書かれている「令和元年11月5日教育委員会会議11月定例会以降の主な修正一覧表」となります。

それでは、本冊の3ページをご覧ください。

まず、議案第11号につきましては、平成27年に策定した「船橋の教育－教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画－」の計画期間が満了することから、新たに教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることについて、議決を得るものでございます。

続きまして、「令和元年11月5日教育委員会会議11月定例会以降の主な修正一覧表」をご覧ください。

教育振興基本計画の素案につきましては、昨年11月5日に開催された教育委員会会議定例会においてご報告させていただいた後、12月13日の文教委員会において、委員の方からご意見を聴取するとともに、昨年12月15日から今年1月14日までの1

か月の期間、パブリックコメント、意見募集を行い、10名から35件のご意見をいただきました。

これらのご意見を参考として素案を修正いたしましたので、11月の素案からの主な変更点についてご説明いたします。

まず、1点目は、表紙をめくっていただき、28ページ、「生涯学習基本構想・推進計画の充実」でございます。加筆・修正した部分は、網かけでお示ししておりますが、公民館での社会教育活動及び近隣の大学等との連携について記述を追加しております。

2点目は、お隣の40ページ、「文化を伝える取組の推進」において、主な事務事業として、市所蔵作品活用事業を追加しております。

3点目、4点目は、64、65ページ、「その他の今日的な教育課題に対応する教育の推進及び充実」において、主な事務事業として、環境教育の推進及びキャリア教育の推進を追加しております。

5点目は、78ページ、「学校保健の充実」、がん教育について記述を追加しております。

6点目は、83ページ、「校務の見直し等による支援体制の整備」において、教職員の欠員の解消に向けた取組について記述を追加しております。

7点目は、85ページ、「特別な支援を要する児童生徒への支援の充実」において、支援員や学校支援ボランティア等の配置について記述を追加しております。また、主な事務事業、通級指導教室の充実の成果指標③として、難聴通級指導教室を追加しております。

8点目は、88ページ、「教育相談体制の整備・充実」、不登校は問題行動ではないとする令和元年の文部科学省からの通知及び学校卒業後の対応として、19歳まで相談を受けるとの記述を追加いたしました。

最後、9点目は、100ページ、市立船橋高等学校の充実について、新規に施策を追加しております。

ご説明は以上でございますが、2月5日に開催された文教委員会で、修正点についてご報告したところ、委員からは、充実した内容になったのではないかとご意見をいただきましたことを申し添えます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【鎌田教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

これまでもいろいろ目を通していただいておりますので、よろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【鎌田教育長職務代理者】

それでは、議案第11号、船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－の策定についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【鎌田教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第12号、船橋市運動公園等管理規則についてご説明いたします。

資料は、本冊5ページ、ここから一番最後まででございます。

令和元年第3回船橋市議会定例会におきまして、船橋市都市公園条例が改正され、運動公園及び法典公園両施設に指定管理制度を導入することから、船橋市運動公園等管理規則、これについて所要の改正を行うものでございます。

新たに規定する内容としましては、指定管理者に管理させることとなる2施設の利用手続や減免の規定等の管理方法について、必要な改正を行うものでございます。

また、それに関連いたしまして、必要となる書式を定めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【鎌田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員】

申し訳ありませんが、確認をさせてください。

この規則は、指定管理者にお願いをすることが前提で変わったということですが、内容的には、どのようなことで規則が変わっているのかというのを、少し説明いただければと思います。

【生涯スポーツ課長】

本日資料の5ページを参考にご説明をさせていただきます。

一番下、第3条に、利用の手続という条がございます。下から2行目、この中段辺りに、「指定管理有料公園施設（ふなばし三番瀬海浜公園に係る施設を除く。）」となっております。こちらで、新たに規定させていただいた2施設を含めた指定管理の有料施設の貸し方についてを規定させていただき、ページをおめくりいただいて、今度6ページになります。第2項、それに対し、申請いただいたものに対して、「指定管理者は、前項の規定により申請のあったときは、その内容を審査し」という形で、指定管理者による申請の受付から許可行為まで、こちらを規定させていただく、これが大きな柱となった改正でございます。

以上でございます。

【鎌田教育長職務代理者】

佐藤委員、いかがでしょうか。

【佐藤委員】

それで確認ですが、利用者にとってみた場合には、それが行政なのか指定管理者なのかの違いだけということで考えていいのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

委員おっしゃるとおりでございます。

【鎌田教育長職務代理者】

よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第12号、船橋市運動公園等管理規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【鎌田教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、報告事項の（１）、資料は別冊４の１ページをご覧ください。

第４回船橋市立金杉台中学校に関する地域説明会の開催結果についてご報告いたします。

「１、開催日時・場所」に記載のとおり、先月８日土曜日に金杉台中学校視聴覚室を会場に開催いたしました。当日の参加者は４４名でした。説明会当日に配付した資料は、本日、机上に置かせていただいております。これは、前回、２月の定例会においてご報告いたしました保護者アンケートの集計結果資料と同じものでございます。

「４、内容」の（１）から（３）に記載のとおり、統合か通学区の見直しにより存続かをお聞きした保護者アンケートの集計結果報告を行い、アンケート結果に加え、これまでの検討や地域との意見交換等をしてきたことを総合的に考えると、今後は、統合に向けて課題を整理していく旨説明し、統合の時期を含めた統合方針については、３月２８日に開催予定の第５回地域説明会で説明していく予定であることを示しました。

２ページをご覧ください。

「（３）質疑応答・意見交換」は、記載のとおりでございます。

事務局としましては、最も優先すべきこれから中学校入学を控える関係する小学生の保護者全員に対して行ったアンケートや、これまでの地域説明会等でご質問のあったことについて、次の地域説明会で情報公開をするなど、できる限りのことはしてまいりましたし、意見の集約もしたと考えております。

一方で、統合や教育委員会の基本方針に反対の方がおられるので、こういったご意見もあるものと認識しております。

報告は以上でございますが、加えて、２月２７日付で教育委員会宛てに金杉台中学校関係の陳情が提出されております。こちらにつきましては、３月３０日の教育委員会会議でご審議いただきたいと考えております。

報告は以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員】

私もこの２月８日の説明会に参加をさせていただきました。そのときの感想を言わせていただきますと、あくまでも私の個人的な感想ですけれども、かなり一方的な意見の集中を事務局が浴びて、本来だったら、もうちょっと地域でのすり合わせた意見交換みたいなものができているのかなと思ったら、全くできていない状況だったことは、とても残念に思います。また、地域での議論というものが、どれほど難しいことなのかというこ

と感じさせられました。逆に言うと、また地域で議論をしてもらうための努力というものは、事務局だけではできないのかなということを感じました。

一応、感想として。

【鎌田教育長職務代理者】

感想ということで。

ほかにいかがでしょうか。

報告事項（１）、この件についてよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（２）その他で、何か報告したいことがある方は、報告願います。

【教育総務課長】

資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。

よろしいでしょうか。

それでは、令和元年度船橋市包括外部監査についてご報告させていただきます。

今、お手元に配付させていただきました資料は、令和２年２月７日に教育長へ提出されました令和元年度船橋市包括外部監査の結果報告書でございます。

包括外部監査とは、地方自治法第２５２条に基づくもので、地方公共団体の監査機能の独立性と専門性を強化するため、弁護士や公認会計士といった外部監査人により行われる監査であり、中核市は実施しなければならないとされております。

包括外部監査の範囲は、船橋市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業全般から監査人が必要と認める特定のテーマについて行われるものとされております。本年度の包括外部監査では、船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行がテーマに選定されました。

包括外部監査人より、令和元年６月から令和２年２月まで、平成３０年度及び一部令和元年度の市立学校の業務を対象に、財務監査、業務の効率性と有効性を検証する業務監査、不祥事処理やクレーム処理などについての法的側面からの合規性についての監査が行われました。

今回の学校監査における特徴としては、防災の専門家が外部監査人補助者として参加し、学校における防災教育や応急教育等の実施状況や震災時対応マニュアルの整備状況の検証といった防災対策の監査が加わったことが挙げられます。

監査の結果、より実効性のある震災時対応マニュアルの作成に向け、各学校との連携を深められたいといった指摘をはじめ２４件の指摘、７７件の意見がございました。こちらの詳細につきましては、今月３０日に開催予定の教育委員会会議３月定例会で改めてご報告させていただきます。

報告は以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

ただいま報告がありましたが、これに関してご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議案第13号及び議案第14号の審議に入りますので、傍聴人はご退席願います。

(傍聴人退場)

【鎌田教育長職務代理者】

それでは、議案第13号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

教育総務課です。

それでは、議案第13号、船橋市立金杉台中学校の統合方針についてご説明いたします。

資料、別冊2の1ページをご覧ください。

議案第13号、船橋市立金杉台中学校の統合方針については、船橋市教育委員会組織規則第3条第1号の規定に基づき議決を得る必要があることから、お諮りするものです。

続いて、2ページをご覧ください。

まず、「1. 学校教育を行う上での基本的な考え方」でございます。

これは、これまでの資料等にも記載してきたことではございますが、義務教育段階である小・中学校においては、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要であり、そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒数が確保されていることが望ましいということが、基本的な考え方です。

このことについては、船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針の冒頭でも触れておりますが、本市教育委員会としての基本的な考え方でございます。

続いて、「2. 小規模化に伴う課題」についてです。

基本方針では、学校規模に応じて過小規模校から過大規模校まで5つに分類しておりますが、学校規模の著しい小規模化や大規模化は、学習指導面だけではなく、学校運営面においても多くの課題を生じさせるおそれがあります。学校規模につきましては、児童・生徒数の推移を見ながら対応を検討する必要があり、教育委員会としましても、大規模校、小規模校については注視しているところです。

特に、金杉台中学校につきましては、1学年1学級が続き、今後も生徒数の減少が見

込まれることから、集団生活上の問題、教育活動・学習指導上の問題、学校運営上の問題の3つの観点から検討をしてみました。

例示としてそれぞれ挙げましたが、集団生活上の問題として、クラス替えができないことで新たな人間関係による社会性が育ちにくくなる、また、いじめなどの人間関係上の問題が解消されにくいなどがあります。

次に、教育活動・学習指導上の問題として、金杉台中学校では、工夫はしておりますが、体育祭、校外学習等の行事の企画・編成に制約が生じ、同時に競い合う環境や集団指導に接する機会が少なくなるほか、記載のとおり、教員が少ない状況から来る様々な問題がございます。

最後に、学校運営上の問題として、学校規模の大小に関わらない校務分掌があるため、1人の教員の負担が過大となり、学級経営、教科経営、さらに指導面にも支障が生じるなどがあります。

続いて、「3. 金杉台中学校の現状と今後の見込み」です。

繰り返しになりますが、金杉台中学校は1学年1学級の状況が続き、生徒数もさらに減少が見込まれることから、基本方針に基づき、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策の検討を平成29年度から開始し、これまで検討を重ねてまいりました。

続いて、3ページをご覧ください。

「4. 検討経緯」でございます。

これまで、地域説明会を計4回、地域の自治会連合会との意見交換会、保護者アンケートを2回実施するなどしてきました。2回のアンケートの結果からは、金杉台中学校は1学年1学級の状況が続き、生徒数の増加は見られないこと、通学区域の見直しを行っても、金杉台中学校の生徒数の増加が図れないことが分かりました。統合か通学区域の見直しによる学校存続かをお聞きしたアンケートでは、これから中学校に進む小学生の保護者の68%から、統合したほうがよいとの回答がありました。

続いて、「5. 教育委員会の判断」となりますが、ここまで説明してまいりました検討状況を踏まえ、教育委員会事務局としては、小規模化の課題を解消し、子どもたちの教育環境の向上を図るためには、金杉台中学校は御滝中学校との統合が望ましいと考えております。

しかし、一方で、「6. 保護者や地域の声」に記載のとおり、金杉台中学校は少人数制の良さがある、御滝中学校に統合し、増える生徒の受け入れができるのか、御滝中学校における不登校やいじめへの不安があるほか、様々な意見がございます。

そこで、2ページの「1. 学校教育を行う上での基本的な考え方」を踏まえる一方で、統合に対する不安や地域の衰退を心配する声などにもしっかりと向き合っていく必要があると考え、保護者や地域の声に配慮しつつ、統合に向けた3つの方針案をまとめました。

それでは、4ページをご覧ください。

統合に向けた方針についてご説明いたします。

まず、統合に向けた方針その1についてでございます。

統合に際しては、教育環境の向上と生徒一人一人へのきめ細かな対応に努めることとします。

検討項目の1つ目は、「金杉台中学校の武道室、体育館、運動場を活用する」でございます。主に部活動での活用として、御滝中学校の運動部の活動場所を拡大できれば、場所の制約が緩和でき、また、部活動指導員を配置することで、さらに柔軟な活動が期待できます。

2つ目は、「アンケートの実施や相談体制を整える」です。統合に伴い学校環境が変化する金杉台中学校の生徒を対象にアンケートを実施し、統合前後の生徒の不安や心配事を把握し、必要な支援を行いたいと考えております。また、生徒や保護者の事情や意向に沿って、例えば高根中学校など、御滝中学校以外の通学可能な周辺学校への通学を希望する相談に応じていきます。そのほか、必要に応じてスクールカウンセラーの配置日数の増加、少人数指導の充実などを検討します。

3つ目は、「不登校生徒の支援の充実に向けた拠点候補地の一つとして、金杉台中学校の教室活用の可能性を検討する」でございます。新しい船橋市教育振興基本計画において、不登校生徒の支援が喫緊の課題であり、支援の充実を図ると明記しています。また、学校の跡地活用としては、現在、金杉台中学校は一時避難場所となっていますので、引き続きその機能は維持してまいります。

施設の一部は、ご説明しましたように、学校や教育機関として利用を図るほか、統合後の施設活用の検討は市長部局で行うこととなりますが、地域の活性化にもつながるような施設活用について、市長部局と協議してまいります。

続いて、5ページをご覧ください。

統合に向けた方針その2です。

来年度には、（仮称）金杉台中学校統合準備会を設置し、統合に向けたより具体的な諸課題を整理してまいります。構成員としては、教育委員会事務局のほか、関係校となる御滝中学校、金杉台中学校及び金杉台小学校の教職員や保護者代表を想定しております。

その中で、例えば、統合までの間に入学することとなる現小学5年生、4年生について、統合時に一斉転校とするのか、御滝中学校と金杉台中学校の自由選択とするのかといった移行方法や、部活動、制服、そのほか具体的な課題整理をしていきたいと考えております。

続いて、統合に向けた方針その3についてです。

統合の時期については、令和5年4月1日としたいと考えております。6ページの資料のとおり、統合については3案を検討いたしました。

まず、御滝中学校の受入れ体制についてですが、御滝中学校の生徒数は、今後増加が見込まれますが、令和5年度をピークに減少に転じるものと推計しており、生徒数の増

加に対応し、来年度から順次、現在、別の用途に使用している部屋を普通教室へ転用することで対応していきます。また、給食の食数が増えるため、調理室で一部の器具を容量の大きい器具への入替えを検討していきます。

このほか、個別、具体的な課題等の整理や統合に伴う規定の改正等を含め、2年間で整えていくことが可能と考えております。こちらは、一番左の案となります。

そうすると、令和4年4月で統合ということになりますが、今度の4月に中学生となる現小学6年生の中には、統合の方向性が決定する前に金杉台中学校への入学に向けた準備を既に済ませております。これらの児童への教育的配慮として、この4月に入学する学年は、金杉台中学校で卒業を迎えることができるよう、統合時期を3年後の令和5年4月とするというのが、真ん中の案となります。

なお、一番右の案のように、御滝中学校の生徒数が減少に転じる令和7年4月に統合するということも考えられましたが、金杉台中学校の学校運営に支障を来す時期が長期に及ぶおそれがあることから、望ましくないと考えました。

以上のように統合に向けた方針をまとめました。

なお、今月28日には第5回地域説明会を開催し、統合時期を含む統合方針について説明してまいりたいと考えております。現在のところ、説明会は開催する方向で考えておりますが、今後の新型コロナウイルスの影響によっては、中止または延期する可能性がある旨を開催案内に加え、周知済みであることを申し添えます。

説明は以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【小島委員】

受入れ側の体制という意味、そして受け入れる側のメリットという意味では、金杉台中学校の武道室とか体育館、グラウンドを部活で活用していくというのは、いい方向での指針かなというふうに考えているんですけども、今の実際の活動状況というのをご説明いただきたいと思います。お願いします。

【教育総務課長】

本日、机の上に参考資料として置かせていただいております御滝中学校の運動部活動の活動場所の状況という資料がございますので、そちらをご覧ください。

御滝中学校には多くの運動部活動があることから、体育館での活動日は日替わりで、この図のように割り振って融通合っております。御滝中学校では、例えば平日の放課後、バスケット部とバドミントン部が男女別々のコートを使用することができず、合同で体育館の半分のエリアを使っているような状況が、こちらの表に載っております。

また、御滝中学校には剣道部がございますが、金杉台中学校のように武道室がないため、体育館の割り振りの中で活用しております。

このような状況を緩和するためには、先ほど述べさせていただきましたが、部活動指導員の配置を含めて、柔軟に活動できるようになればよいかと期待をしております。

なお、文化系の部活動の活動場所について、苦慮している状況ではないということは、学校に聞き取ってございます。

以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

小島委員、いかがでしょうか。

【小島委員】

併せてもう一点いいですか。

【鎌田教育長職務代理者】

はい、よろしくお願いします。

【小島委員】

不登校についての懸念というのが繰り返し出てきているんですが、市内の不登校児童や生徒の状況について、説明してもらえますでしょうか。

【指導課長】

船橋市の不登校児童・生徒の状況ということで、人数についてお答えしたいと思いません。

平成30年度が直近の数値となりますので、平成28年度から平成30年度までの3か年の数値ということでお答えいたします。

まず、小学校です。平成28年度は186名、平成29年度が203名、平成30年度が236名となっております。

続きまして、中学校です。平成28年度483名、平成29年度456名、少し減っていますけれども、平成30年度で514名ということで、基本的には年々上昇傾向となっているところでございます。

説明は以上でございます。

【鎌田教育長職務代理者】

小島委員、いかがでしょうか。

【小島委員】

支援の充実に向けた拠点の1つという、まだあまり具体的な内容ではないという理解でよろしいですね。地域的に、あまり通いにくいところを拠点にされてしまっても困るという保護者も存在するかとも思いますので、その辺で具体的に想定しているものがあれば、教えてください。

【総合教育センター所長】

不登校児童・生徒への支援は喫緊の課題であることを認識しております。現在、峰台小学校に適応指導教室がございまして、ここでは、集団での活動の場として児童・生徒の社会的自立を目指して行っております。また、教室に入れない子の支援は、各学校においても、しっかりと行っております。

やはり本市にとっては、不登校児童・生徒への支援が一番の喫緊の課題であると認識しております。

以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

小島委員、いかがでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

【鳥海委員】

推計等の資料を見せていただくと、間違いなく、しばらくは、御滝中の生徒数が増えていくということで、転用によって教室の数の確保ということは、何とかなるということとは理解いたしました。生徒が増えるということで、お昼御飯のランチルーム、こちらの対応はどうなるのか教えていただければと思います。

【保健体育課主幹】

令和元年度、御滝中学校では、特別支援学級の生徒を含む840名がランチルームで喫食しております。統合にかかわらず、御滝中学校の生徒数の増加に対応するため、令和2年度に向けて席を916席まで増やして対応する予定であります。

しかし、その後の生徒数の推移で、一時的にランチルームのみでの喫食が困難となるおそれもあるので、時間差をつけた喫食も考えていましたが、現時点では、学校としては教室での喫食を想定しております。1から2クラスが教室で喫食する可能性があります。

さらに、令和5年度の金杉台中学校との統合により、生徒数はおよそ990名になると推計されます。そのため、令和5年から7年度の間には3クラスが教室で喫食となることも想定されております。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

私、学生時代は、小学校も中学校も教室で食べていましたし、ランチルームだけではなくて、教室も活用するというのは、ひそひそ話するのに使うとか、とても大事なことなのかなとも思いますので、すごくいい案だと思っています。

教室で給食を食べる、喫食する可能性があるということですがけれども、同様の対応を既にもうしているところが幾つかあれば、教えてください。

【保健体育課主幹】

現在、海神中学校と行田中学校では、それぞれ4クラスの生徒が教室で喫食しております。

以上です。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

【鎌田教育長職務代理者】

ほか、いかがでしょうか。

【佐藤委員】

ここでいろいろと大切な方向を決めるに当たって、以前報告を受けた件について、幾つかお伺いしたいと思います。

金杉台団地の建替え計画についてと、近くの日大のグラウンドの開発計画について、この2点を確認させていただければと思います。

【教育総務課長】

ご質問のございました金杉台団地、あと日大グラウンドの開発の件についてお答えいたします。

まず、金杉台団地の建替えの計画なのですが、こちら、金杉台団地を管理しておりますURに確認をしております。確認した結果、この地域で生徒数の急増の要因となるような大規模開発について、今現在では、ないという事は確認しております。

また、次に、日大グラウンドの開発について。こちら、グラウンドについて、これまでも売却予定がないというところを確認はしていましたが、この2月の中旬に、直接日本大学の船橋キャンパスを訪れまして、今後の見込みについて確認してきたところでございます。その結果、大学本部からは、ここを含めた大学の用地を売却することは考え

ていないとの回答を得てございます。

回答は以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

佐藤委員、よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

はい、ありがとうございます。

もう一点。

【鎌田教育長職務代理者】

はい、どうぞ。

【佐藤委員】

すみません、もう一点、お伺いしたいんですけれども、地域説明会に実際に参加をして、いろいろやりとりを聞かせてもらっている中で、もちろん、今まで報告を受けていただいた意見が繰り返されているなどというのは、すごく感じたんですけれども、その中で、もう一度確認したいのが、小規模特認校についてです。前回、我々の中でもちょっと議論はさせていただきましたけれども、事務局の考えを、いま一度お聞かせ願えればと思います。

【学務課長】

ほかの自治体、またこの近隣の柏、流山、野田等で、小規模特認校制度というような名称で、小規模の学校を希望する児童生徒や保護者に、一定の条件の下、通学区域外からの転入学を認めるような制度を設けている例があることは、十分承知しているところであります。

しかし、この制度は、生徒の通学の負担、学校と地域のつながり等の課題も多いことも認識しております。また、金杉台中学校を小規模特認校にしても、学級数が増えるような状況にはならないというふうに考えておりますので、現在のところ、金杉台中学校にこの小規模特認校制度を導入することは考えておりません。

以上でございます。

【鎌田教育長職務代理者】

佐藤委員、よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

今の事務局の考え方に対しては、私も同意をするところではありますけれども、小規模特認校にかかわらず、いろいろな制度に関して船橋が取り組むかどうかという調査・研究みたいなものは、ぜひ続けていただければと思っております。

私からは以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

いろいろな観点からご質問、ご意見、頂戴いたしました。この3つの方針につきましてのご意見などを集約してまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、佐藤委員から。

【佐藤委員】

少し私のほうからお話をさせていただきます。

まず、これまで地域説明会等で寄せられたご意見、またアンケートで寄せられた意見というものが、確かに金杉台中学校の存続を望む声というものは、あったことも確かですし、先ほど私がお話したように、地域説明会での事務局に対するご意見が多岐にわたり過ぎちゃって、どこか金杉台中学校が忘れ去られているんじゃないかなと思うこともありましたけれども、基本的には、金杉台中学校を存続させたいという気持ちの表れから出ている言葉だとは思っていますので、そういった意見も確かにあることは、確認はしています。

ただ、一方で、アンケートの自由意見や地域の自治会の連合会との意見交換等では、統合すべきという声もありましたし、これまで2回実施した保護者アンケートでは、金杉台中学校の生徒数が増える結果には至らなかったということもあります。関係者には、できるだけ多くの人に周知をしてもらう中で、意見が出されたとは思っていますので、ここら辺で決めなきゃいけないなということを思っています。

すみません、長くなりますけれども、私、御滝中は地元なので、少しお話をさせていただくと、御滝中は元々、高根、金杉、二和、三咲の4つの部落でつくられた学校です。いわゆる六・三制になったときにつくられた中学校です。当時は、やはり教育委員会の予算もみんなこの学校もなかったということなので、ほぼ農民ですけれども、部落民が勤労奉仕という形で学校に出て、学校の木を伐採したり、土地を整備したりしたという話を聞いています。

そういう意味では、その地域の汗が実際に流れた学校だったということが言えると思います。もちろん、高度経済成長の中で金杉台団地ができて、団地の子の受入れとして金杉台中学校ができたという経緯があると思います。

いろいろなことを考えても、そのときにも学区のいろいろな問題が、これは想像です

けれども、多分、出たんじゃないかとは思いますが、やはり近隣は御滝中学校に対する思いが強かったんだと思います。御滝中学校の中に金杉台中学校の学区をつくるという、ある意味異例の形を取ったのは、そういうことじゃないかなと思っています。

金杉台団地が、子どもたちが少なくなったことによって、今、こういう問題が起きているんですけども、私はむしろ、元々御滝中学校、みんな仲間だったわけで、今でも青少年の環境をよくする市民の会、以前にも話しましたが、御滝中学校と金杉台中学校は、共に一緒に活動をしています。そこの今の会長にも確認しましたが、今までも一緒にやってきたし、これからも一緒にやって何の問題もないし、むしろそのほうがすっきりして気持ちがいいというようなことで、話は聞きました。

そういう意味では、本当に御滝中学校の仲間として、これからやっていってほしいなということを思っています。これは本当に願いに近いところではありますけれども、そういうことも含めて考えさせてもらおうと、今回の統合に対する統合方針というものは、私にとっては、全面的にこれを承認したいなというふうに思っています。

もちろん、いろいろな声には耳を傾けて、これからの課題として取り組んでいかなければならないことも多々あると思いますけれども、みんなで力を合わせてやっていければなと思っています。

以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

各委員にご意見を伺いたいと思います。

小島委員、いかがでしょうか。

【小島委員】

統合そのものの話としては、アンケート結果でも、学区を変更すれば何とかなるんじゃないのかというような選択肢を選択する人も、思ったよりかはいて、ただ、アンケートの記載欄を見ると、今さら学区を変えてもらっては困ると、そのために家を買ったのにとか、そういうところから出てきてしまう、そして、今の佐藤委員のお話にもあった学校の成り立ちを考えると、やはりこれまでの教育委員会の対応も学区の変更でちょっとずつ対応してきたという、そこを責める意見も幾つかあったとは思いますが、やはりもう経過として、そういうことがやむを得なかったのかなと。そしてまた逆に、学区を変更して、人数増やしましたとなったら、少人数教育のよさを主張する方たちの意向にまた反する話になってしまうということになると、結局、誰もが満足できるという結論というのは難しい、全ての人の要求を満たすことは難しいというのは、幾度かのアンケートで意見を聞いている中で、そのように感じてきた次第です。

そういう意味では、役割としては十分果たしてしまっているという、今後、時代に合

った活用というものを考えていくことは大事だと考えております。

そして、部活動での利用を検討しているという点に、私は、非常に着目してまして、やはり部活動で使った場所というのは、子どもたちにとってとても愛着の残る場所として残っていくのではないかと思います。そういう意味では、先ほどの佐藤委員のご発言内容と重なるところがあると思うんですけども、元々いろんな経過で分かれていたものが、今、1つにしていこうじゃないかと、そういう時代になったんだというような受け止め方をして、なくなるんじゃないかと、あくまで1つになっていく、統合するというのはそういうことなんだという意識をもとに、また、この統合をもっと具体的にやっていくことになると思うんですけども、そういう方針を心の中に入れて上で、地域とそして子どもたち、そしてそれを見守る大人たちの間で具体策を詰めていければなというふうに考えております。

私からは以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

それでは、鳥海委員、お願いします。

【鳥海委員】

まず、この非常にナイーブな難しい問題かと思えますね、学区の問題というのは。ただ、公立の小学校、中学校というのは、間違いなく子どもたちの立場で考えなければいけないと思えますが、子どもたちからしてみたら、与えられた環境なんですね。与えられる環境かと思えます。なので、基本的にはそういうものなんだと。

ですから、よりよいものをたくさん与えられるほうがいいに決まっていますが、日本の子どもは、与えられた環境で個性を伸ばし、能力を伸ばし、社会性を成長させていくんだ、そのために学校があるんだということ、公立学校というのは与えられる環境なんだということが第一かと思えます。

教育行政に関わる者としては、だからこそ与え方、与えるものに対して慎重であり公平であることというのがすごく大事で、それを担保するための議論が、これまで行われてきた議論かと思えます。平等は公平じゃないです。市の状況や人口の動態や社会の情勢を踏まえた上での公平性というものが示しているかどうかということになるかと思えます。

私は、切りがない議論の中で多くの方の意見をいただき、十分に議論をしてきたものだと思います。それで、もちろん、決定には教育委員会での議決ということが必要なわけですけども、私たちは決めなければいけないんです。教育行政に関わる大人たちは、決めてさし上げなければいけない。最も無能な集団は何か。決められない集団です。きちっと決めて、それでご父兄の協力の下、子どもたちにも準備をしていただく。今、そ

ういう時期に来ているものと認識しますので、本日、議案の採決が行われるかと思いませんけれども、これまでの過程で全く議論に上がっていない問題、あるかと思えます。今後、こんなことがあったのかという問題も、新たに出てくるかもしれません。ただ、それは、よほどのことでない限り、議案の議決を覆すものではなく、そういったこともあるだろうという謙虚さ、それから今回の議案の決裁というのは、納得いかない方たちがいらっしゃるんだ、少ないけれども貴重な意見があるんだ、その方の譲歩によって成り立っている、そういったものであるんだということは、忘れてはいけないし、今後の問題、今まで出てきていない問題に対しても、真摯に対応しますよという、そういう約束の下の採決にしなければいけないということを言いたいと思えます。

以上です。

【鎌田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

それでは、私も思うところをちょっとお話をさせていただきます。

適正規模や適正配置、今の鳥海委員のお話もありましたが、適正って何かというところは、大変難しいところだと思うんですね。私、同じく、小・中と違いますが、大学に勤めておまして、全国から学生たちが集まってくるんですが、どうしても、そうすると、最近では地方の高校も小規模校ってあって、じゃ、全部がそうかというところでもないんですけども、小規模校の生徒さんで、なかなか、大学に入って、急に都会に出てきて、その都会の中でまた大勢の知らない子たちがいっぱいいて、いろんな学科やいろんなサークルがあって、とまどうことが割と多いかなというふうな、統計を取ったわけではないんですが、感覚を持っています。

同じように、これからはどういう人材を育てるかというふうなところで、学生たちとか、子どもたちの適応力を伸ばしていく。どうしても、今、高校の話をしてしまいましたが、小規模高校であると、適応力をつけさせるための選択肢を割と固定しちゃうというふうなところが起こりやすいかなというふうに思います。いや、全てそういうわけではないんですが、しかし、その一方、一部、反対されている方のおっしゃるように、郷土愛を育んだり、愛校精神を育んだり、そういう部分は、いろいろな研究もされているようで、そういうところの優位性は指摘されているところはあります。

ただ、今回、ご提案いただいている3つの基本方針の中に、そういう小規模校のよさを適度に研究または導入しながら、新たな方向性として一步踏み出す、そういうところは、大変、私、賛同できるものがあります。あと、各委員の先生方の意見は同じで、この3つの方向性については、大変よい方向性が見いだせたかなというふうに感じております。

以上ですが、ここで、今日、ご欠席ですが、教育長から統合方針案に関するご発言をお預かりしていますので、ご紹介をさせていただきます。

読みます。

平成22年度に御滝中学校の学区内で選択地域を広げて、金杉台中学校を選択してもらえようとした経緯がある。当時、男子のみの学年になりそうになったときがあったが、選択地域から女子2名が入学し、それは免れた。これまで金杉台中学校の生徒を増やすことはやってきている。

小規模特認校は、小規模の学校を生かすため、条件をつけて市全域から通学できるようにする学校だが、市全域に学区を広げても、金杉台中学校を希望する生徒はそれほどいないと思われる。

御滝中学校には柔道部員が数人いるが、今は道場がないので別の場所で指導してもらっている。もし金杉台中学校の武道室を使用できるのであればよいのではないか。

統合の結論が出る前から金杉台中学校への入学を希望して、制服等の準備を済ませて、令和2年4月に入学する子どもたちが金杉台中学校を卒業できるようにするため、統合を令和5年4月にするという考えは理解できる。統合の方針が示された後に中学校へ入学することになる現在の5年生の進学先をどのようにしていくかについては、よく検討してほしい。3年後の統合という方向性について了承した。

以上になります。

ほか、委員の皆様、追加でご発言等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号、船橋市金杉台中学校の統合方針について採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【鎌田教育長職務代理者】

異議なしと認めます。

議案第13号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

(関係職員以外の職員退席)

【鎌田教育長職務代理者】

それでは、議案第14号について、指導課、説明願います。

議案第14号「市長への報告事項について」は、指導課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【鎌田教育長職務代理者】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。
これで、教育委員会会議臨時会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後3時17分閉会

令和2年3月5日